

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01050/080/gaiyou/2764.html

市民税	6%
県民税	4%

## 非課税措置

均等割非課税は合計所得金額により、所得割非課税は総所得金額等により判定します。

### 所得割および均等割の非課税措置

1. その年の1月1日現在、生活保護法の規定により、生活扶助を受けている人
2. その年の1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦・寡夫のいずれかに該当し、前年の所得金額が1,350,000円以下の人
3. 税法上の扶養親族がない場合…前年の所得金額が450,000円以下の人（給与収入のみの場合1,000,000円以下）  
税法上の扶養親族がいる場合…前年の所得金額が $350,000円 \times (税法上の扶養親族数 + 1) + 210,000円 + 100,000円$ 以下の人

### 所得割の非課税措置

税法上の扶養親族がない場合…前年の所得金額が450,000円以下の人（給与収入のみの場合1,000,000円以下）  
税法上の扶養親族がいる場合…前年の所得金額が $350,000円 \times (税法上の扶養親族数 + 1) + 320,000円 + 100,000円$ 以下の人

## 申告書の提出

市民税・県民税申告は原則として、毎年3月15日までです。  
各種控除を適正に申告することにより税負担が軽減される場合がありますので、また申告書の提出をされていない場合は、お早めに提出をお願いします。なお、申告書の記入等について特に相談を必要とされないかたは郵送での申告書提出が便利です。  
詳しくは下記リンクをご覧ください。

- ▶ [令和4年度分市民税・県民税の申告について](#)